

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 1 月19 日（金曜日）

定 期 第 478 号

目 次	ページ
○告示	
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境農政・環境課）	41
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境農政・環境課）	41
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）	42
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	42
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	43
電線共同溝を整備すべき道路の指定（県土整備・道路管理課）	43
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除（県土整備・砂防課）	43
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（県土整備・砂防課）	44
建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止（県土整備・建築指導課）	44
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧（県土整備・都市計画課）	45
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	45

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

告 示

神奈川県告示第13号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 月19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 形質変更時要届出区域
愛甲郡愛川町中津字桜台4, 017番地 1 の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部環境課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第14号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について

同条第 1 項の指定を解除する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
南足柄市狩野字箱根免415番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部環境課及び神奈川県県西地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第15号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和 6 年 1 月20日から施行する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2－（エチルアミノ）－2－（3－ヒドロキシフェニル）シクロヘキサネー1－オン及びその塩類（通称名 HXE、Hydroxetine）

(2) 化学名 N－エチル－4－ヒドロキシ－N－プロピルトリプタミン及びその塩類（通称名 4－HO－EPT）

(3) 化学名 エチル＝3，3－ジメチル－2－（1－ペンチル－1H－インダゾール－3－カルボキシアミド）ブタノアート及びその塩類（通称名 EDMB-PINACA）

- 2 指定の理由
1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和 6 年 1 月19日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
横須賀逗子
- 3 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長

逗子市桜山八丁目2, 140番 3 地先から	旧	7.1メートルから	33メートル
同 2, 140番 2 地先まで		8.4メートルまで	
同	新	7.1メートルから 12.6メートルまで	同

神奈川県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 6 年 1 月19日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名
県道町田厚木
- 供用開始の区間
座間市相模が丘一丁目269番から
同 268番まで
- 供用開始の日
令和 6 年 1 月19日

神奈川県告示第18号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名
県道秦野二宮
- 区間
中郡二宮町二宮字堂面前1, 326番 4 から
同 字下浜端256番までの上り線
中郡二宮町二宮字堂面前1, 325番 7 から
同 字下浜端262番 6 までの下り線

神奈川県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
----------	------------

区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三ツ沢下町 1	横浜市神奈川区三ツ沢下町及び松本町 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三ツ沢下町 1	横浜市神奈川区三ツ沢下町及び松本町 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
星川 1 丁目 2	横浜市保土ケ谷区星川一丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目及び明神台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	星川 1 丁目 2	横浜市保土ケ谷区星川一丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目及び明神台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大倉山 1 丁目 1	横浜市港北区大倉山一丁目及び大曽根一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大倉山 1 丁目 1	横浜市港北区大倉山一丁目及び大曽根一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三ツ沢下町 1	横浜市神奈川区三ツ沢下町及び松本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三ツ沢下町 1	横浜市神奈川区三ツ沢下町及び松本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
星川 1 丁目 2	横浜市保土ケ谷区星川一丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目及び明神台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	星川 1 丁目 2	横浜市保土ケ谷区星川一丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目及び明神台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大倉山 1 丁目 1	横浜市港北区大倉山一丁目及び大曽根一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大倉山 1 丁目 1	横浜市港北区大倉山一丁目及び大曽根一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、昭和43年 7 月26日中建第115号で位置の指定をした道路の一部を次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県平塚土木事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和 5 年12月26日	第 R 05 指道 平土00003号	伊勢原市上粕屋字石倉上1, 512の 9 ほか 1 筆	メートル 9.90	メートル 4.00

公 告

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により海老名市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
海老名都市計画生産緑地地区
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 1 月19日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市国分北 2 - 3, 311の 1
開発区域の面積	649. 51平方メートル
開発許可を受けた者の住所	相模原市南区下溝536の22
開発許可を受けた者の氏名	有限会社吉住建設 代表取締役 山口 進一
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年 2 月 3 日 神奈川県指令厚土東第610093号

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市南栗原 6 - 4, 497の 2 ほか10筆
開発区域の面積	1, 285. 49平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中央 1 - 8 の 3 えびすビル松本103
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グローバルホームジャパン 代表取締役 生頭 貞義
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年 6 月28日 神奈川県指令厚土東第610029号

3

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市小園字南原313の 1 ほか15筆
開発区域の面積	2, 007. 99平方メートル

開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ヶ谷 2－24の 4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社圓商事 代表取締役 岸野 俊一
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 5 年 8 月 8 日 神奈川県指令厚土東第610053号 (令和 5 年12月18日 神奈川県指令厚土東第610088号)

4

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字大塚1,798の 1 ほか11筆
開発区域の面積	1,516.83平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町 3－2 の22
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年 8 月18日 神奈川県指令厚土第610008号